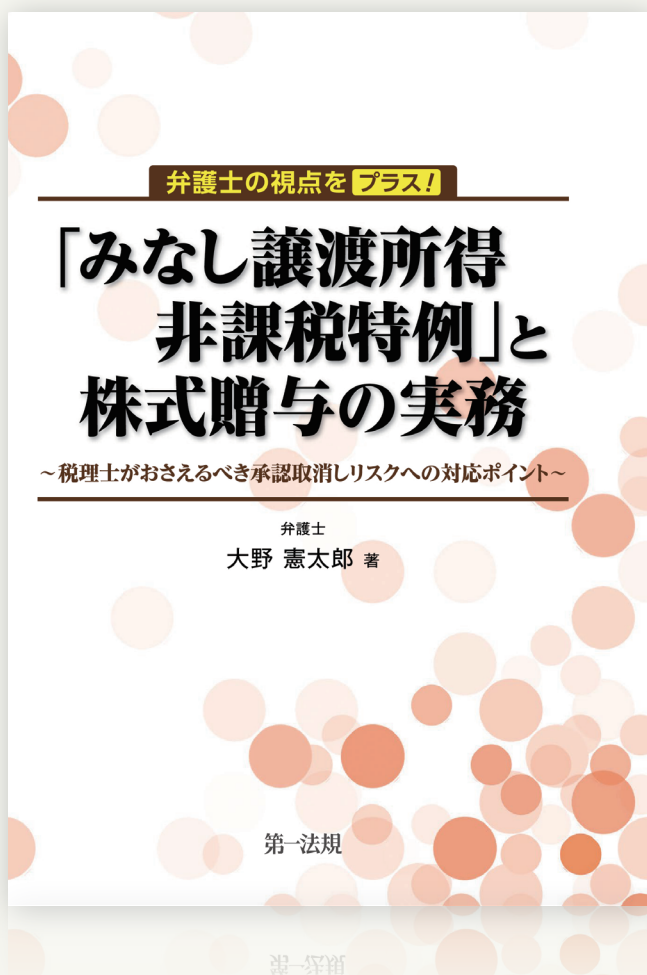


見落としがちな **承認取消しリスク** **追徴課税リスク** への
適切な**対応策**と必要な**手続き**がわかる1冊！



弁護士の視点

をプラス！



「みなし譲渡所得
非課税特例」と
株式贈与の実務

～税理士がおさえるべき
承認取消しリスクへの対応ポイント～

〔著〕 大野 憲太郎

〔体裁〕 A5判 / 304 頁

〔定価〕 4,510円 (本体:4,100円+税10%)

本書の特長

特長
1



租税特別措置法第40条の
非課税承認で**特に注意が必要な、**
株式等を贈与する場合の
実務上の留意点について、
実務経験豊富な弁護士が
法務の視点をふまえて詳細に解説！

特長
2



M&Aや組織再編、
事業承継等の場面において、
見落としがちな非課税承認取消し
リスク、追徴課税リスクへの
適切な対応策と
必要な手続きがわかる！

特長
3



直接の当事者である贈与者、
受贈者(財団等)に限らず、
贈与株式の**発行会社の行為と**
非課税承認の取消しリスクとの
関係についても丁寧に解説！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

☎Tel. 0120-203-694
☎Fax. 0120-302-640

目次

はじめに

第1章 非課税承認制度の概要

- みなし譲渡所得課税と非課税特例
 - キャピタル・ゲイン課税としての譲渡所得
 - 租税特別措置法40条1項後段によるみなし譲渡非課税特例
- 租税特別措置法40条1項後段に基づく非課税承認の要件
 - 一般特例
 - 承認特例
- 非課税承認の取消し
 - 概要
 - 寄附者が課税される場合
 - 寄附を受けた法人が課税される場合

第2章 非営利法人運営上の留意点

- 保有する株式の議決権行使
- 事業内容の変更
- 役員の異動
 - 親族の範囲
 - 他団体の役員との兼任
- 非営利法人の組織再編等
 - 合併
 - 無償の事業譲渡（公益目的支出計画に基づく特定寄附）
 - 公益認定の取消し
 - 解散
- 配当の増減
 - 増配
 - 無配
- 寄附株式の発行会社の組織再編等
 - 株式交換
 - 株式移転
 - 合併
 - 公開買付け
 - 株式分割

第3章 非課税承認と定款規定

- 非課税承認を受けた寄附の有無を見分ける視点
 - 非営利法人の運営における非課税承認の重要性
 - 非課税承認に関する書類
 - 財産目録
 - 大量保有報告書、有価証券報告書
 - 定款
- 運営組織が適正であるために求められる定款規定
 - 租税特別措置法40条1項後段通達18項の要請
 - 役員関係のルール
 - 理事会関係のルール
 - 社員総会関係のルール
 - 評議員会関係のルール
 - 非営利性に関する基本ルール
 - 基本財産に関するルール
 - 育英事業・助成事業に関するルール

6 寄附株式の発行会社の組織再編等

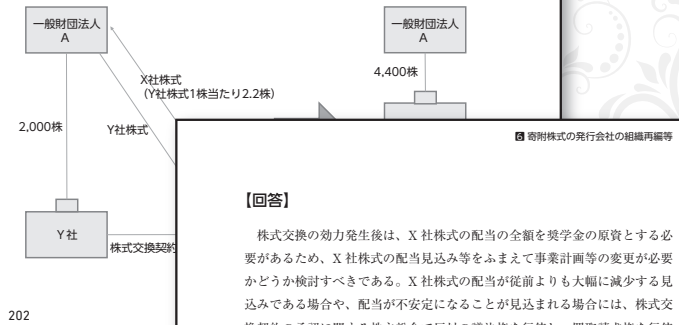
(1) 株式交換

【事例】

一般財団法人Aは、大学生及び大学院生を対象に奨学金を支給する奨学財団である。一般財団法人Aは、20年前にB氏からY社株式2,000株の寄附を受け、毎年同株式の配当を原資として、大学生及び大学院生に奨学金を支給している。なお、同寄附については、寄附時に、国税庁長官から租税特別措置法40条に基づく非課税承認を受けている。

このたび、Y社は、X社との間で、X社を株式交換完全親会社、Y社を株式交換完全子会社とし、翌年1月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結した。Y社の株主には、Y社株式1株に対して、X社株式2.2株が割当交付される予定である。

この場合、一般財団法人Aは、株式交換の効力発生日までに対応しておくべきことはあるか。



■ 寄附株式の発行会社の組織再編等

【回答】

株式交換の効力発生後は、X社株式の配当の全額を奨学金の原資とする必要があるため、X社株式の配当見込み等をふまえて事業計画等の変更が必要かどうか検討すべきである。X社株式の配当が従前よりも大幅に減少する見込みである場合や、配当が不安定になることが見込まれる場合には、株式交換契約の承認に関する株主総会で反対の議決権を行使し、買取請求権を行使することも検討する必要がある。

【解説】

① 株式交換とは

株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう（会社法2条31号）。本事例は、Y社がその発行済株式の全部をX社に取得させる株式交換である。

X社がY社の株主と個別に交渉し、Y社株式を全部取得しようとするれば、Y社の株主が多ければ多いほど手間がかかるのに対し、株式交換は、Y社の株主の個別の同意は不要であり、株主総会における意思決定のみで実施できる。また、X社がY社と合併した場合、法人格は一体化するほか、Y社の締結する契約関係の処理や許可の変更や承継の手続が必要となるのに対し、株式交換は、Y社の法人格が維持されるため、比較的手間がかからない。これらのメリットから、株式交換は、企業グループ内の子会社再編や、グループ外企業の買収の場面で利用されることが多い⁷⁵。

② 代替資産

代替資産とは、非課税承認を受けた寄附により法人が取得した財産につき取用等一定の理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡によ

⁷⁵ 西村あさり法律事務所編「IMAA大全（上）」（全訂版）（商事法務、2019）425～427頁（森本大介・土肥慎司）。

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規〉		
書 名	価 格	部 数
弁護士視点のプラス！ 「みなし譲渡所得非課税特例」と株式贈与の実務 [095109] ～税理士がおさえるべき承認取消しリスクへの対応ポイント～	定価4,510円（本体4,100円＋税10%）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に 現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	E-mail @

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送り
ください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印